

# 学び・文化・スポーツの広場

The CORNER of LEARNING / CULTURE / SPORTS



▲完成したマスコット



▲集中して話を聞く受講者の皆さん



▲お手玉を楽しむ子どもたち

## 本宮はみんなが愛する本の街

### しらさわ夢図書館・中央公民館図書室 がらご案内

#### 新着本

\*絵本・児童書・紙芝居\*

\*一般書・実用書\*

- ・いじめられている君へいじめる君へいじめを
- 見ている君へ……日本大沈没…………藤巻健史
- ・ポップコーンをつくろうよ……トミー・デ・パオラ
- ・ねずみのうさんアナトール……イブ・タイタス
- ・かものブルッフ……リダ・フォンシエ
- ・アーサー王の剣……エロール・カイン
- ・つりめいじめだる……東・君平
- ・日本大沈没…………藤巻健史
- ・はなちゃんのみぞ汁……安武信吾
- ・椎葉神樂発掘……渡辺伸夫
- ・もとみや世間遺産……本宮むかしまの会
- ・ああ面白かったと言って死にたい……佐藤愛子
- ・テルマエ・ロマエ 5……ヤマザキマリ

※これらの図書は、どちらの窓口からも借りることができます。ただし、移送等で少々時間が頂く場合がありますので、ご了承願います。(視聴覚資料は、図書館でのみ貸出・返却となります)

ここから下は広告欄です。広告掲載を希望される方は、市役所秘書広報課へお申し込みください。

**今話題の米粉商品できました!**

◆米粉パン【ふんわりモチモチでほんのり甘いパンです】  
 ◆米粉クッキー【サクサクの食感。フレン・ショコ・バターの三種類です】

その他、お米・コシヒカリ純米酒、お酒など多款ご用意しております。  
 詳しくは、HP又はお電話にてお問い合わせ下さい。

**MUINE PRIMAL** 御輪(みいね) プライマル株 本宮市青田字寄松100  
 TEL: 0243 (24) 1363 <http://muine.co.jp>

## 司法書士遠藤宏文事務所

郡山市桑野4-7-19-306  
 TEL 024-953-6114

### 相続手続は済んでますか?

ご相談ください!(相談無料、土日も相談可能)

その他 遺言書、贈与、不動産登記、債務整理・破産裁判所への提出書類作成、日常トラブルなど

## 健康づくりシリーズ

### 高齢者が安心して暮らせるまちに 防ごう! 高齢者虐待

高齢化が進む中、高齢者が地域において尊厳のある生活を維持し、安心して生活できるよう高齢者虐待を防止し支援をしていきます。

高齢者虐待防止法では、高齢者への虐待を大きく5つに区分しています。



#### 高齢者虐待とは…

##### 1 身体的虐待

高齢者の身体に外傷が生じる、または生じるおそれのある暴行を加えること。

例:たたく・ねぶる・殴る・蹴る・火傷を負わせる  
 ベッドに縛りつけたりして身体を拘束するなど

##### 2 介護・世話の放棄・放任

高齢者を衰弱させるような著しい減食、長時間の放置など、高齢者の養護を著しく怠ること。

例:髪が伸び放題、皮膚が汚れている  
 空腹状態が続いている、脱水症状や栄養失調の状態にあるなど

##### 3 心理的虐待

高齢者に対する著しい暴言、著しい拒絶的な対応など、高齢者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。

例:排泄などの失敗に対して高齢者に恥をかかせる  
 怒鳴る、ののしる、子ども扱いをするなど

##### 4 性的虐待

高齢者にわいせつな行為をすること、または高齢者をしてわいせつな行為をさせること。

例:懲罰的に下半身を裸にして放置するなど

##### 5 経済的虐待

高齢者の財産を不当に処分するなど、高齢者から不適に財産上の利益を得ること。

例:必要な金銭を渡さない、使わせない  
 本人の年金・預貯金などを本人の意思・利益に反して使用するなど

高齢者虐待対応窓口は、地域包括支援センターとなりますので、ご相談ください。

◆問い合わせ先 高齢福祉課(えぼか内) 本宮市地域包括支援センター  
 ☎ 63-2780

# 国保だより

KOKUHODAYORI

高額な外来診療を受け、ひと月の窓口負担が自己負担限度額以上になった場合、いったんその額をお支払いいただき、後で市の国民健康保険から高額療養費としてお返していただけます。

合は、従来どおりの手続き(高額療養費の支給申請をし、差額が後日支給)となります。

窓口負担が自己負担限度額以上になった場合、いったんその額をお支払いいただき、後で市の国民健康保険から高額療養費としてお返していただけます。

※それぞれの医療機関等ごとに外

に度額適用認定証及び被保険者証(70歳以上の方は高齢受給者証)を提示すれば、限度額を超える分を支払う必要はなくなりました。

また、保険薬局、指定訪問看護事業者についても同様の取り扱いを受けることができるようになりました。

その場合、70歳未満の方と70歳以上の非課税世帯の方は、事前に国保年金係で申請を行い、限度額適用認定証の交付を受ける必要があります。

申請の際は、国保被保険者証・認印をお持ちください。詳しく述べてください。

また、「認定証」を提示しない場合は、70歳未満の方と70歳以上の非課税世帯の方は、事前に国保年金係で申請を行い、限度額適用認定証の交付を受ける必要があります。

申請の際は、国保被保険者証・認印をお持ちください。詳しく述べてください。

その場合、70歳未満の方と70歳以上の非課税世帯の方は、事前に国保年金係で申請を行い、限度額適用認定証の交付を受ける必要があります。

申請の際は、国保被保険者証・認印をお持ちください。詳しく述べてください。



※国保税に未納がある場合は、「認定証」の発行はできません。

※手続は加入している医療保険者になります。

※社会保険等に加入している方については、ご加

入している方については、ご加

養費に該当する場合は、従来ど

おりの申請が必要となります。

※それぞれの医療機関等ごとに外

め、同一の月に複数の医療機関等を受診した場合など

等を受診した場合は、「認

定証」の発行はできません。

※手続は加入している医療保険者になります。

※社会保険等に加入している方については、ご加

入している方については、ご加

養費に該当する場合は、従来ど

おりの申請が必要となります。

※それぞれの医療機関等ごとに外

め、同一の月に複数の医療機関等を受診した場合など

等を受診した場合は、「認

定証」の発行はできません。

※手続は加入している医療保険者になります。

※社会保険等に加入している方については、ご加

入している方については、ご加

養費に該当する場合は、従来ど

おりの申請が必要となります。

※それぞれの医療機関等ごとに外

め、同一の月に複数の医療機関等を受診した場合など

等を受診した場合は、「認

定証」の発行はできません。

※手続は加入している医療保険者になります。

※社会保険等に加入している方については、ご加

入している方については、ご加

養費に該当する場合は、従来ど

おりの申請が必要となります。

※それぞれの医療機関等ごとに外

め、同一の月に複数の医療機関等を受診した場合など

等を受診した場合は、「認

定証」の発行はできません。

※手続は加入している医療保険者になります。

※社会保険等に加入している方については、ご加

入している方については、ご加

養費に該当する場合は、従来ど

おりの申請が必要となります。

※それぞれの医療機関等ごとに外

め、同一の月に複数の医療機関等を受診した場合など

等を受診した場合は、「認

定証」の発行はできません。

※手続は加入している医療保険者になります。

※社会保険等に加入している方については、ご加

入している方については、ご加

養費に該当する場合は、従来ど

おりの申請が必要となります。

※それぞれの医療機関等ごとに外

め、同一の月に複数の医療機関等を受診した場合など

等を受診した場合は、「認

定証」の発行はできません。

※手続は加入している医療保険者になります。

※社会保険等に加入している方については、ご加

入している方については、ご加

養費に該当する場合は、従来ど

おりの申請が必要となります。

※それぞれの医療機関等ごとに外

め、同一の月に複数の医療機関等を受診した場合など

等を受診した場合は、「認

定証」の発行はできません。

※手続は加入している医療保険者になります。

※社会保険等に加入している方については、ご加

入している方については、ご加

養費に該当する場合は、従来ど

おりの申請が必要となります。

※それぞれの医療機関等ごとに外

め、同一の月に複数の医療機関等を受診した場合など

等を受診した場合は、「認

定証」の発行はできません。

※手続は加入している医療保険者になります。

※社会保険等に加入している方については、ご加

入している方については、ご加

養費に該当する場合は、従来ど

おりの申請が必要となります。

※それぞれの医療機関等ごとに外

め、同一の月に複数の医療機関等を受診した場合など

等を受診した場合は、「認

定証」の発行はできません。

※手続は加入している医療保険者になります。

※社会保険等に加入している方については、ご加

入している方については、ご加

養費に該当する場合は、従来ど

おりの申請が必要となります。

※それぞれの医療機関等ごとに外

め、同一の月に複数の医療機関等を受診した場合など

等を受診した場合は、「認

定証」の発行はできません。

※手続は加入している医療保険者になります。

※社会保険等に加入している方については、ご加

入している方については、ご加

養費に該当する場合は、従来ど

おりの申請が必要となります。

※それぞれの医療機関等ごとに外

め、同一の月に複数の医療機関等を受診した場合など

等を受診した場合は、「認

定証」の発行はできません。

※手続は加入している医療保険者になります。

※社会保険等に加入している方については、ご加

入している方については、ご加

養費に該当する場合は、従来ど

おりの申請が必要となります。

※それぞれの医療機関等ごとに外

め、同一の月に複数の医療機関等を受診した場合など

等を受診した場合は、「認

定証」の発行はできません。

※手続は加入している医療保険者になります。

※社会保険等に加入している方については、ご加

入している方については、ご加

養費に該当する場合は、従来ど

おりの申請が必要となります。

※それぞれの医療機関等ごとに外

め、同一の月に複数の医療機関等を受診した場合など

等を受診した場合は、「認

定証」の発行はできません。

※手続は加入している医療保険者になります。

※社会保険等に加入している方については、ご加

入している方については、ご加

養費に該当する場合は、従来ど

おりの申請が必要となります。

※それぞれの医療機関等ごとに外

め、同一の月に複数の医療機関等を受診した場合など

等を受診した場合は、「認

定証」の発行はできません。

※手続は加入している医療保険者になります。

※社会保険等に加入している方については、ご加

入している方については、ご加

養費に該当する場合は、従来ど